

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名	北門信用金庫
金融機関コード	1008
業態	信用金庫
地域	北海道

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	598	2,211	4,636	6,464	8,104	9,385		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	419	1,566	3,296	4,368	5,560	6,463		
うち、実行に係る貸付債権の額	397	1,315	2,757	4,046	5,117	5,766		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	111	111	111		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	22	197	389	60	142	391		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	53	149	149	187	194		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	178	644	1,340	2,096	2,543	2,922		
うち、実行に係る貸付債権の額	134	441	861	1,621	2,181	2,473		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	4	4	95	95	100		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	4	4	4	4	4		
うち、審査中の貸付債権の額	44	164	332	204	38	116		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	33	141	175	228	232		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名	北門信用金庫
金融機関コード	1008
業態	信用金庫
地域	北海道

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	65	193	367	512	645	755		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	32	99	182	245	314	364		
うち、実行に係る貸付債権の数	23	77	153	218	286	332		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	6	6	6		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	9	19	18	10	8	10		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	11	11	14	16		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	33	94	185	267	331	391		
うち、実行に係る貸付債権の数	23	62	122	209	281	331		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	9	9	10		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	1	1	1	1	1		
うち、審査中の貸付債権の数	10	25	44	24	7	15		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	18	25	34	35		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

金融機関名	北門信用金庫
金融機関コード	1008
業態	信用金庫
地域	北海道

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	3	364	500	960	1,727	2,230		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	204	364	714	1,346	1,595		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	111	111	111		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	3	118	46	45	142	391		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	41	89	89	125	132		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

金融機関名	北門信用金庫
金融機関コード	1008
業態	信用金庫
地域	北海道

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3	18	35	64	92	111		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	5	20	45	69	84		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	6	6	6		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	3	12	8	6	8	10		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	7	7	9	11		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名 北門信用金庫
 金融機関コード 1008
 業態 信用金庫
 地域 北海道

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	49	166	259	264	276	293		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	48	125	152	164	166		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	4	4	4		
うち、審査中の貸付債権の額	49	42	30	0	0	13		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	74	103	106	106	109		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名 北門信用金庫
 金融機関コード 1008
 業態 信用金庫
 地域 北海道

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	9	20	30	31	32	35		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	9	16	20	21	22		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1		
うち、審査中の貸付債権の数	9	5	5	0	0	1		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	9	10	10	11		